

中津川商工会議所 一般事業主行動計画

令和 8 年 7 月 1 日策定

職員等が仕事と子育てを両立させることができ、職員等全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員等がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 8 年 9 月 1 日 ～ 令和 13 年 8 月 31 日（5 年間）

2. 内容

●目標 1

子どもの出生が予定される職員（男女問わず、配偶者の出産を含む）に対し、育児休業取得の意向確認を行い、育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 対象となる職員へ個別に育児休業取得の意向確認を実施する。
- 育児休業制度や給付制度などの情報提供を行う。
- 育児休業取得者の業務分担や担当変更を計画的に実施し、安心して休業を取得できる職場環境を整備する。

●目標 2

仕事と子育ての両立を支援するため、振替休日・有休休暇の時間単位取得等の制度を積極的に活用し、時間外労働の削減を目指す。

また、DX を推進し、事務の効率化による時間外労働の削減を図る。

<対策>

- 振替休日、有休休暇の時間単位取得を積極的に推進し、時間外労働の削減に取り組む。
- 会議やイベント等の運営方法を見直し、効率的な業務運営を推進する。
- デジタルツールを活用した DX を推進し、事務処理の効率化を図る。
- 男女を問わず仕事と育児を両立できる働きやすい職場環境づくりを推進する。